

情報倶楽部

30年 2月

No. 263

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 中小企業向けの特例の見直し

Q. 平成29年度の税制改正では、中小企業向けの特例が見直されたとか。どのような内容になったのですか？

A. 平成29年度の税制改正では、中小企業向けの次の特例について、要件が見直されました。

- ① 研究開発税制のうち中小企業技術基盤強化税制
- ② 地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除の投資規模要件の中小企業特例
- ③ 公害防止用設備の特別償却
- ④ 自動車教習用貨物自動車の特別償却
- ⑤ 被災代替資産等の特別償却
- ⑥ 中小企業等の貸倒引当金の特例のうち中小企業等の法定繰入率の特例に関する特例改正では、上記6つの特例について、中小企業者のうち事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の年平均額が15億円を超える法人に該当する事業年度については、適用することができないとされました。

各事業年度の所得の金額は、欠損金の繰越控除適用後の金額となります。

なお、この改正は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度について、適用されません。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2017_4/pdf/09.pdf 4 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備 (P50参照)

★ グループ法人税制

Q. 100%子会社を作って、そこと取引をすると税務上、特別な取扱いがされるとか。どのように取り扱われるのですか？

A. お尋ねの取扱いをグループ法人税制といい、100%の資本関係のある会社間で資産の移転があったときは、移転時には課税を生じさせないとする制度です。

主な取引には、次のものがあります。

- ①資産の譲渡損益
一定の資産の譲渡について譲渡損益が繰り延べられる
- ②寄附金
寄附金は全額損金不算入となる
- ③受贈益
受贈益は全額益金不算入となる
- ④受取配当
親法人において全額益金不算入となる
- ⑤現物分配
子会社において譲渡損益を認識しない
- ⑥子会社の自己株式の取得
株主法人において子会社株式譲渡損益を認識しない
- ⑦子会社の清算
株主法人において、子会社株式消滅損益を認識しない。また、一定の要件の下、株主法人が子会社の繰越欠損金を引き継ぐ

所得 税

★ 配偶者控除の改正

Q. 今年から、配偶者控除が改正になるそうですが、どのようになるのですか？

A. 控除対象配偶者について適用される配偶者控除の額は次のようになります。なお、合計所得金額が1,000万円を超える居住者は適用がありません。

【配偶者控除】

居住者の合計所得金額	配偶者控除額
900万円以下	38万円(33万円)
900万円超950万円以下	26万円(22万円)
950万円超1,000万円以下	13万円(11万円)

※()内は住民税の配偶者控除額です。

【配偶者特別控除】

配偶者特別控除の対象になる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下(これまでは38万円超76万円未満)となり、加えて居住者の合計所得金額についても

- ① 900万円以下、
- ② 900万円超950万円以下、
- ③ 950万円超1,000万円以下

の区分が設けられ、居住者と配偶者の合計所得金額によって控除額が決まる(38万円から1万円)ようになりました。

なお、配偶者特別控除についても、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については適用がありません。

【パート収入と配偶者控除】

パートにより得る収入は、給与所得となります。給与所得の金額は、年収から給与所得控除額を差し引いた残額です。給与所得控除額は最低65万円ですから、パートの収入金額が103万円以下(65万円プラス所得税の基礎控除額38万円)で、ほかに所得がなければ所得税はかからないことになります。

次に配偶者控除ですが、配偶者控除は、あなたの合計所得金額が38万円以下であれば、ご主人の配偶者控除が受けられます。つまり、あなたの収入がパート収入だけの場合は、その収入が103万円以下であれば給与所得控除額の65万円を差し引くと所得金額は38万円以下となりますので、配偶者控除が受けられるということになります。

なお、ご主人の合計所得金額が1,000万円以下であれば、あなたのパート収入が103万円超であっても、141万円未満で他に所得がなければ、配偶者特別控除を受けることができます。

※配偶者特別控除の額は、配偶者の所得金額により異なり、配偶者の所得が増えるに従い38万円から段階的に少なくなっていくます。

★ 医療費控除の添付書類

Q. 今年度の所得税の確定申告では、医療費控除の取扱いがこれまでと違うそうですが、どのようになったのですか？

A. 個人が所得税の確定申告をする際に医療費控除の適用を受けようとするときは、これまで、医療費に係る領収書を確定申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示しなければなりませんでした。平成29年分の確定申告からは、医療費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医療保険者等の医療通知書を確定申告書に添付しなければならなくなりました。

具体的には、「医療費控除の明細書」に①医療費通知(たとえば健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を添付する場合は、この金額を「医療費通知に関する事項」に記入し、②①以外の医療費を、医療を受けた人の氏名、病院・薬局などの支払先の名称ごとにまとめた金額を「医療費(上記1以外)の明細」に記入し、控除税額を計算したものを添付することになります。

なお、添付しなかった医療費の領収書は、5年間保存しなければならないが、税務署から求められた場合には、提示又は提出しなければならないので、この点に注意しておいてください。

医療費控除が変わります

<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2018/shinkoku/pdf/01.pdf>

医療費控除とセルフメディケーション税制の減税額試算

<http://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2018/shinkoku/pdf/03.pdf>